

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日(火)午後1時25分から午後2時15分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員(13人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	4番	平野	昭代
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員(1名)

委員	9番	野田	隆一
----	----	----	----

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地所有適格法人設立届出について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

第5号議案 令和4年度農作業標準賃金の改正について

第1号報告 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 秋吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年10月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、福島会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さん、お疲れさまです。本日はよろしくお願ひいたします。前回ですね、先月農業委員会のほうの年金の研修ということで、年金部長さんのムラカミ委員さんとアオキ委員さんにご出席いただきまして、午後から結構長い時間でしたけれども、研修を受けていただきました。本当に長時間ありがとうございました。

私ごとですけれども、前年度お二人の加入のお手伝いをさせていただいたものですから、表彰をいただきました。大変うれしかったです。なかなか球磨地域の方たちは毎回毎回表彰を受けているんですけれども、県の北部のほうというのはなかなか少なく、今回表彰を受けたことは大変よかったかなと思っております。

また、年金の加入推進月間がこれからやってまいりますので、11月か12月頃に全体研修の中でまた年金の勉強をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

皆さんのお手元にも、全国農業新聞の中に、特集号で年金のことが記事と1枚の紙で入っておりますので、もう一度お読みいただければ大変うれしいなと思っております。

それから前回営農組合の研修会のほうにも少し出席をさせていただいて、その中で、私の知らなかったこともたくさんあったんですけれども、その中で、営農組合長をされているある方が、横井時敬という方の言葉を引用されてお話をされたのが大変印象に残っておりまして、もう皆さん農業をされている方だったらご存じだったのかなと思うんですけれども、横井時敬というのは、熊本出身の東京農業大学の初代の学長をされた方です。その方の言葉の中に「土に立つものは倒れず、土に生きるものは飢えず、そして土を守るものは滅びず」という言葉があって、特に代表的な言葉は「稲のことは稲に聞け、農業のことは農民に聞け」という言葉が大変有名な言葉なんだそうです。私はまだ農業の歴史というのは少ないんですけれども、こういういい言葉に出会えて農業をやっていることに誇りを感じるなと思ってお話を聞いていたところです。またこういうことで次の意欲につながるような言葉をまた見つけていきたいと思っております。

今日の農業委員会のほう、少し議案のほうも多くなっているかと思ひます。いろいろ皆様の疑問に思ふこと、いろいろなことを発信していただひいて、事務局のほうに質問いただければと思ひしております。

どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、9番、野田委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願

いたします。

- 議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。また何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

#### （１）議事録署名者

- 議長（福嶋求仁子君） それでは、３の議事に入ります。  
議事録署名者につきましては、１番の平山委員、１３番の坂口委員を指名しますので、よろしくようお願いいたします。

-----○-----

#### （２）農家調査及び現地調査員

- 議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、１番の平山委員、２番の清原委員、５番の高島委員、１０番の城委員、以上４名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

#### （３）議案

- 議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。  
第１号議案、農地法第５条第１項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。  
所有権移転、番号１につきまして、事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明申し上げます。議案書の１ページをお願いいたします。  
所有権移転番号１の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。  
転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の１ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が番号１の申請地で、百花園ゴルフ場の北西側、国道３８７号線の西側に位置する農地です。  
次の２ページが申請地の現況です。  
３ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地７区画を整備する計画です。  
４ページをお願いいたします。まず、括弧１の立地基準についてですが、５ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね５００ｍ以内に医療施設である庄嶋医院及びあくね歯科医院

が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査について報告します。

令和4年9月30日の午前、私と清原推進委員、農業委員会の職員と申請地を調査しました。申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の西側は農地です。境界に擁壁及び空洞ブロックを整備する予定です。土砂流出防止がなされており、また造成排水について計画もされているため特段心配はないと思います。

どうか皆様の審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、何かご意見や質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては

議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の7ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、市営南原住宅の北西側、県道熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。

次の8ページが申請地の現況です。

次の9ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅6棟を建設する計画です。

10ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設である西合志中学校及びクローバー保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、高島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（高島一久君） それでは、現地調査につきましてご報告いたします。

令和4年9月30日の午前に、私と上野推進委員、農業委員会職員とで現地の調査を行い申請代理人より申請内容等をお聞きいたしました。申請地の北西側は農地ですが、境界に擁壁及び空洞ブロックを設置予定で土砂流出防止がなされており、また造成排水について計画もされているため、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見や質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は土砂置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の13ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が所有権移転番号3の申請地で、御代志市民センターの東側及びルーロ合志の北西側に位置する農地です。

14ページが申請地の現況です。

15ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地周辺の土地において今後宅地開発等の事業が見込まれるため、当該申請地を売買により取得し、土砂置場を整備する計画です。

16ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の17ページにお示ししておりますとおり、申請地はおおむね300m以内に市役所支所である御代志市民センターが存在しますことから、「概ね300m以内に役所等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

9月30日の午前、私と内平推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側は農地ですが、土砂を置くときの法面成型とし土砂流出の防止に努めるとのことです。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

はい、平野委員。

○4番（平野昭代君） 法面をつくられるということなんですけれども、ノジリのところはブロック塀とかはコンクリートブロックとか擁壁は設置されるんでしょうか。というのが土砂なのでどうしても崩れてしまう恐れがあると思うんですけど、まずはそれをすみません。お願いします。

○事務局 まず、この配置図を見ていただきまして、右側のほうには今現在ブロックが設置されておりまして、左側の住宅と北側の農地につきましては、今回この譲渡人である同じ方の所有の土地となっております、そこら辺の話は譲渡人の方とは話はしてありまして、何かあったら今回譲受人となっている会社のほうで対応をしますとはおっしゃってはいたんですけど。特段法面に対しての何か支え的なものは今の所計画はされてないと聞いております。

○議長（福嶋求仁子君） 今の回答でよろしいでしょうか。

○4番（平野昭代君） ただ今回の場合は、そういう所有者の方が同じ所有者というところでそれで納得されているんだと思うんですけど、例えばこれが違う方だったとしたらきちんとそこは擁壁を設けるとか、ブロックで仕切るとかしないと土砂はどうしても流れてしまうと思うんですけど。それとすみません、少し気になったのが入り口の道路幅なんですけど、これは4メートルくらいじゃないかなと思うんですけど、トラック1台入ってしまうと、ほかの車とかは入らないようなところなんですか。通り抜けがあるとかそういうところではないんですか。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局お願いします。

○事務局 こちらの配置図でいうと道路と書いてあるところで、通り抜けがある道ではありますけど、幅はおっしゃるとおりあまり交差できるほどの車幅ではない場所であります。実際トラックを置く際には道路に置くのではなくて、今回敷地内のほうに停めるような形になりますので、車の通り抜けに関しては問題はないかと思えます。

○4番（平野昭代君） わかりました。

○議長（福嶋求仁子君） よろしいですか。

○4番（平野昭代君） はい。

○事務局長 補足で説明いたしますと、前面道路は市道ではなくて里道だということになっております。頻繁に車の通り抜けがあるかということ、恐らくそうではないと。いくつか奥のほうに家がありますので、この住民の方は当然利用されるんでしょうけど、それ以外の通行はそこまで多い道ではないのではないかと考えております。  
以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 今の回答でご納得いただけますでしょうか。

○4番（平野昭代君） はい。すみません何度も。

この奥の方たちがいらっしゃるのであれば、奥の方たちにもきちんと説明はされたほうがいいのかなどは思いますけど。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、担当の不動産だったですね。そちらのほうに連絡をお願いできますか。

○事務局長 こちらのほうからも許可の際にはその辺のところも十分に申請者に説明に説明し対応を求めたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） 申し訳ありません。ではよろしかったでしょうか。

そのほか、ご質問はございませんでしょうか。特によろしいですか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の19ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が番号4の申請地で、菊池支援学校の南西側、国道387号線の東側に位置する農地です。また、点線囲みの部分は譲受人がすでに資材置場として利用している既存敷地です。20ページが申請地の現況です。

21ページが配置図です。申請者は土木・建築工事業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、資材置場を整備する計画です。



22ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、43ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査について報告します。

令和4年9月30日の午前、私と清原進委員、農業委員会の職員とで現地調査を行いました。申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の東側は農地です。隣接地と境界から5、60cm離して資材を置き、さらに法面成型とすることで土砂流出防止はなされているため、特段心配はないと思われま。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にご質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案に入ります前に委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります2番の清原委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明を申し上げます。議案書の2ページと3ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は乗馬クラブへの転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の25ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、合志市総合運動公園の北側及び国道387号線の西側に位置する農地です。

次の26ページ及び27ページが申請地の現況です。

次の28ページが配置図です。申請者は乗馬クラブの経営を行う法人で、当該土地を賃借により借受け、会員制の乗馬クラブを整備する計画です。

29ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の30ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「農業従事者の就業機会増大に寄与する施設」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の10番、城委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番（城 英夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年9月30日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北、西側は農地ですが、境界に擁壁及び空洞ブロックを設置、また法面成型を行う予定で土砂流出防止がなされており、造成排水について計画もされているため特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

議案の審議が終わりましたので退席中の清原委員さんは着席されますようご案内をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案、農地所有適格法人設立届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。

第2号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。議案書別紙の31ページをお願いします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の4つの要件全てを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか1つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできても、買うことまではできません。

今回、当該法人から農地所有適格法人として基盤強化法にて農地を賃借したい旨申出がございまして、その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の9ページの利用権設定番号8の案件ですが、当該法人につきましては今回が初めての申請ということで、次の第3号議案で利用権設定をご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでありませ

す。当該法人は合志市須屋に本社を置いている法人でございます。以前は代表者個人名で利用権設定しておりましたが、今回法人名にて利用権設定するにあたり農地所有適格法人設立届を出していただいております。

当該法人につきましては、主に酪農を行う法人で、議案書別紙の31ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としては次の32ページから41ページ一番最後までの部分になります。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

齋藤委員さんどうぞ。

○8番（齋藤典夫君） ちょっと戻りますが、申し訳ないんですけど、この関連してですね、オヤブデイリーファームさんの農地所有適格法人各要件の審査内容のことなんですけども、32ページの届出書一番下の事業年度は令和3年かな、5月1日から令和4年4月30日になってますけど、35ページの定款。これのですね、37ページになりますけど、第5章の計算、この事業年度が違うんです。何か関係あるんですか。なんかこれ全く別の事業かなんかかなと思うんですけど。

○事務局 そうですね。これは別。

○8番（齋藤典夫君） これは適格要件の申請に定款を・・・。

○事務局 はい、そうです。

○8番（齋藤典夫君） 全く別の事業ということ。

○事務局 事業年度を1年ごとに閉じられるというか、されるということで、こちらの事業年度も、同じくやはり1年間ということで。

○8番（齋藤典夫君） 普通はこの定款に合わせて事業年度は閉じるのかなと思うんですけど。全く別の事業であるのかなという認識だったんですよ。

○事務局 同じです。1年で閉じられるということです。

○事務局長 すいません。今のご指摘につきましては、当然事務局として事前に審査内容としてそこを審査すべきところなんですけれども、ちょっと担当のほうでそこを見落としてしまったということで、担当が見落としてもほかの複数のものでチェックしてそこら辺は当然見るべきなんですけど、ほかのものも見落としてしまったということで、齋藤委員さんご指摘のとおりこれ書き間違えだと思います。当然定款で定められているのが正しい決算の締めなので、当然こちらのほうもそれに合わせて書くべきかというところでございます。

こういうことがないよう十分気をつけます。

○議長（福嶋求仁子君） ご指摘、ありがとうございます。他に意見やご質疑はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、第2号議案、農地所有適格法人設立届出について

て承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地所有適格法人設立届出は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書5ページをお開きください。

第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の6ページをお開きください。農用地利用集積計画の総括表になります。左側が今回10月総会分です。右側が1月、第1回からの利用権設定の面積累計数になります。

次の7ページが、今回の利用権設定等の状況一覧です。表の右側農用地面積(イ)計の下のほうになりますが利用権設定総合計の面積59,593㎡です。

次の8ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数になります。今回は8件です。

1番から7番までが再設定です。8番は、新規の申請となっております。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載しているとおりでございます。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明をいたします。

番号1、賃借権、イタリアン・トウモロコシ、5年、15,000円

番号2、賃借権、芝、5年、20,000円

番号3、賃借権、米・麦、5年、10,000円

番号4、賃借権、イタリアン、5年、15,000円

番号5、賃借権、イタリアン、5年、15,000円

番号6、使用貸借権、苗木・桑・水稻、10年、0円(9筆)

苗木は、やまぼうし、ハナミズキ、椿、熊笹等(100種類以上)

番号7、使用貸借権、水稻・WCS、5年、0円(9筆)

番号8、賃借権、デントコーン、10年、10,000円

次の10ページをお開きください。こちらは中間管理機構を通じた貸し借りになります。

番号1、賃借権、大根・大豆・スイートコーン、10年、15,000円

番号2、賃借権、米・麦・大豆、10年、83,333円(10aあたり)

以上、第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次に、10ページ下段の農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計をご報告いたします。

今回の合意解約件数は4件で21,981㎡でございます。

内契約予定件数は、4件とも21,981㎡でございます。  
これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。何かご意見やご質問はございませんでしょうか。  
それでは、清原委員お願いいたします。

○2番（清原啓喜君） 賃借権設定のところ、畑に背が高くなる木を植えてあるんですよ。みんなが困るて言いよるばってんまた許可ばおろすなら、ひよっとするとまた背の高い木を植えなはるかもしれんでですね。そがんとこが農業委員会で規制するごたるあれはないとですかね。

○議長（福嶋求仁子君） では事務局から。

○事務局 こちらの樹木園に関しましては、高くなりすぎているというところのご指摘が先月ありましたので、社長のほうにご連絡をして、最初の、これ以上大きくならないという規定を守っていただくということを念を押してお話をしております。

また、今回出てきた分につきましては、あくまでも苗木ということで大きくはならせないという話を、提出の際にもう一度確認は口頭ですけれども、確認はしております。ただ、今ご指摘がございましたので改めてこちらの会社のほうにはもう一度申入れをしておきたいと思っております。

○2番（清原啓喜君） もう何年も前から言いよるばってん、なかなか応じてもらわれんもんだけん、部落のもんも大変迷惑しとっとですよ。一言。

○事務局 はい、了解いたしました。

○事務局長 すいません。今の件で、もしよろしければ具体的に場所なんかも事務局のほうに教えていただくと、先方にも話が理解していただけるかと思っておりますので情報提供のほうよろしくをお願いします。

○事務局 よろしくをお願いします。

○2番（清原啓喜君） わかりました。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。それでは、また後ほど情報に基づいてこちらのほうも対応させていただきたいと思っております。  
それでは、そのほかご質問はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書11ページをお開きください。

売買希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、12ページになります。太枠斜線部分が申出地で、県道大津植木線の北側及び県道熊本菊鹿線の西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、写真のとおり現在荒れており、所有者も高齢で手放したいとのことで今回、あっせんに申し出てきた次第です。現在は荒れておりますが、周りの田んぼの稲刈りの時期に合わせて綺麗にするとのことでした。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります村上委員、安武推進委員をお願いします。

続いてちょっと戻りますが、議案書11ページをお開きください。

売買希望番号2、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、13ページになります。図面中央太枠斜線部分が申出地で、鹿水区の北東側、県道辛川鹿本線の南西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、所有者は高齢で農業後継者もおらず手放したいとのことで、今回あっせんに申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが、申出地区域の担当委員であります野田委員、鹿歸瀬推進委員をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

続きまして、第5号議案、令和4年度農作業標準賃金の改正につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、農作業標準賃金につきましてご説明いたします。議案書の14ページをお開き願います。

この農作業標準賃金につきましては、令和4年5月10日開催の農業委員会総会にて一旦決定されたものですが、社会情勢の変化も見込まれていたことから乾燥及び糶摺りについては金額を決めておりませんでした。今回農作業受託業者へ聞き取りを行い、改正を行うものです。

金額につきましては15ページのとおりでございます。

また、5月の総会でもご説明しましたが、あくまでも目安となる金額になりますので拘束力はありません。双方の話し合いにより金額は自由に決めていただくこととなります。

総会での決定後には、市のホームページへ掲載することによりまして、市内の農業者の方々へ周知をするということで考えております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局等からの説明が終わりました。農業委員さん方で何かご質問やご質疑ございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問やご意見がないようでございますので採決を行います。

第5号議案、令和4年度農作業標準賃金の改正について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）



○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、令和4年度農作業標準賃金の改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の16ページをお開き願います。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する料金につきましては、議案書に記載のとおりです。ここにあげられているのは、令和9年9月の農業委員会総会で審議し、熊本県農業公社、中間管理機構が中間管理権を取得した農地で基盤強化法に基づき地域の担い手に貸し付けるものです。

この法手続きは、県の公告をもって法の効力を生じることとなっており、令和4年10月11日付けで許可通知が交付されたため報告を行うものです。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの第1号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可についての説明が終わりました。農業委員さん方で何かご質疑などがございましたらお願いいたします。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可については、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうが終わりました。事務局へマイクをお渡しいたします。

-----○-----

（4）閉会

○事務局長 それでは、長時間にわたります慎重審議ありがとうございます。

以上をもちまして、令和4年10月の農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後2時15分